

特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会 入会規程

第1条 (目的)

この規程は、特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会（以下「HC J」という）定款第7条（入会）に基づき、入会について、基本事項を定める。

第2条 (入会)

会員の新規入会については特に条件を定めないが、下記の項目に該当することを条件とする。

- (1) HC Jの活動趣旨に賛同し、定款・規程の承諾をし、それを遵守すること。
- (2) 特定非営利活動促進法第47条第1号に該当しないこと。
- (3) 上記(1)(2)が入会後に判明した場合には除名処分とし、入会金・会費の返還はしない。
- (4) 入会申込みを受理出来ない場合には、書面にて入会不可の理由を申込者に伝える。

第3条 (入会の申込)

別に定める「入会申込書」を受理した後、書類審査のうえ理事会で可否を決定し通知をする。

第4条 (除名者の再入会)

定款第11条（除名）によりHC Jから除名になった者は、再入会は出来ない。

第5条 (退会者の再入会)

定款第9条及び第10条によりHC Jを退会になった者（除名者はのぞく）は、下記条件により入会することが出来る。

- (1) 所定の「入会申込書」と共に「再入会願い」の提出が必要になる。
- (2) 「再入会願い」には下記の項目の記載を必要とする。
 - ① 日付
 - ② 退会の理由
 - ③ 再入会の理由
 - ④ 本人の署名・捺印
- (3) 所定の「入会申込書」と共に「再入会願い」の提出がされた後、理事会にて再入会の可否を決定する。
- (4) 再入会が出来ない場合は、書面にて入会不可の理由を申込者に通知する。

第6条 (会員の種類)

定款第6条（種別）正会員・賛助会員は下記の会員による。

正会員

- (1) 正会員は、個人会員、企業会員、一般会員、名誉会員から構成する
- (2) 理事・監事は、正会員の中から選任する
- (3) 総会に置いて、議決権を有する。
 - ① 個人会員
 - 1) 基本的に、個人を対象とした会員である。
 - 2) 当団体が申請・監理している場外離発着場に登録し、これを使用する事が出来る。
 - ② 企業会員
 - 1) 企業を対象とした会員である。（航空機事業会社を除く）
 - 2) 当団体が申請・監理している場外離発着場に登録し、これを使用する事が出来る。

③ 一般会員

- 1) 当団体の目的に賛同して、事業協力して頂ける方。
- 2) 当団体が申請・監理している場外離発着場に登録及び使用は出来ない。

④ 名誉会員

- 1) 特別な資格等により、当団体を補助・指導していただける個人又は団体。
- 2) 名誉会員は、理事会・総会で承認されなければならない。

賛助会員

- (1) 当団体の目的に賛同し、事業活動に協力していただける方。
- (2) 賛助会員は、理事・監事の役に就くことは出来ない。
- (3) 総会に置いて、議決権を有しない。
- (4) 当団体が申請・監理している場外離発着場に登録及び使用は出来ない。

第7条 (入会金及び会費)

定款第8条 (入会金及び会費) 各会員の入会金・会費を下記の通り定める。

正会員

(1) 個人会員

- 1) 入会金 金10,000円
- 2) 年会費 金20,000円

(2) 企業会員

- 1) 入会金 金額を定めず、協賛金とする。
- 2) 年会費 金20,000円(登録1名に対し)

(3) 一般会員

- 1) 入会金 金10,000円
- 2) 年会費 金5,000円

(4) 名誉会員

- 1) 入会金 有りません。
- 2) 年会費 有りません。

賛助会員

- 1) 入会金 有りません。
- 2) 年会費 金5,000円～金20,000円

附則

この規程は、平成25年11月27日から施行する。